

令和4・5年度保険料率をお知らせします。

1. 令和4・5年度の保険料率は表のとおりです。

区 分	令和2・3年度の 保険料率	令和4・5年度の 保険料率	増減
被保険者均等割額 被保険者が等しく負担	年額 43,300 円	年額 44,300 円	+1,000 円
所得割率 被保険者が所得に応じ負担	8.23%	8.48%	+0.25ポイント

- 保険料の賦課限度額は、66万円になります。
- 保険料率の引き上げは、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇などが影響しています。
- 被保険者ごとの実際の保険料の金額は、毎年8月以降に各市町村からお知らせします。

後期高齢者負担率とは・・・

医療給付費における後期高齢者負担（保険料）の割合のことで、国が決定します。現役世代からの支援金を担う若年人口が年々減少している中、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から、後期高齢者負担率が上昇しています。

2. 保険料の計算方法

保険料は「被保険者均等割額」と「所得割額」の合計となり、個人ごとに計算されます。

(令和4・5年度保険料率)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \hline 44,300 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得 (※) } \times 8.48\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 66 万円)} \\ \text{(100 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

- 年度の途中から資格を取得した場合は、その月分からの保険料を負担していただきます。
- 年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分まで（喪失日が月末の場合はその月まで）の保険料を負担していただきます。

(※) 賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大 43 万円）を控除した金額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません。）

5. 保険料の計算例

単身者の場合

	被保険者の 公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	153 万円	28 万円	7 割	13,290 円	0 円	13,200 円
	168 万円	43 万円	7 割	13,290 円	12,720 円	26,000 円
2	196.5 万円	71.5 万円	5 割	22,150 円	36,888 円	59,000 円
3	220 万円	95 万円	2 割	35,440 円	56,816 円	92,200 円
4	272 万円	147 万円	なし	44,300 円	100,912 円	145,200 円

夫婦二人世帯（共に被保険者）で夫が世帯主の場

合

(妻が公的年金収入 80 万円以下の場合)

		被保険者の 公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	夫	153 万円	28 万円	7 割	13,290 円	0 円	13,200 円
	妻	80 万円	0 円		13,290 円	0 円	13,200 円
	夫	168 万円	43 万円	7 割	13,290 円	12,720 円	26,000 円
	妻	80 万円	0 円		13,290 円	0 円	13,200 円
2	夫	225 万円	100 万円	5 割	22,150 円	61,056 円	83,200 円
	妻	80 万円	0 円		22,150 円	0 円	22,100 円
3	夫	272 万円	147 万円	2 割	35,440 円	100,912 円	136,300 円
	妻	80 万円	0 円		35,440 円	0 円	35,400 円